

産 商 商 第 8 号

平成30年6月20日

株式会社ダイエー
代表取締役 近澤 靖英 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成29年11月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について，大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により，下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイエー桂南店
京都市南区久世上久世町485他

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号，以下「指針」という。）を勘案し，届出書類等を総合的に検討したところ，本変更計画の実施による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断し，市は意見を有しないものとします。

- 3 付帯意見

変更後の収容台数が指針台数を下回ることから，今後，小売業者の変更等により，駐車場が不足する場合は，速やかに必要な台数を確保し，適切に対応することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の第一種住居地域及び第二種住居地域に立地している。

周辺の状況は、北側は住居、東側は道路を隔てて住居及び事業所、西側は高架式の新幹線線路及び道路を隔てて住居及び店舗、南側は道路及び河川を隔てて住居及び店舗が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、変更後の駐車場収容台数の算出根拠や駐車場の運用等について質問が出た。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更は、賃借している平面駐車場敷地の一部返還を見込んで、駐車場の収容台数を減少させるものであるが、併せて、利用実績に基づき、全体の収容台数を減少させるものである。

利用実績によれば、減少後の収容台数でもピーク時の利用客の滞留台数を満たす台数を確保しているため、変更後も収容台数の不足が生じる恐れは少ないと判断される。

ただし、変更後の収容台数が指針台数を下回ることから、今後、小売業者の変更等により、駐車場が不足する場合は、速やかに必要な台数を確保し、適切に対応することが望まれる。